

平成30年11月8日
障害福祉担当部
障害施策推進課

東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象拡大について

1 マル障の概要

重度障害者が医療機関等で診療を受けた医療費の一部または全部を助成する。実施主体は東京都。医療費の助成を受けるためには、事前に受給者証の交付を受ける必要がある。受給者証交付に係る事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区が行う。

(1) 対象者

現 行	身体障害者手帳1～2級（内部障害者は1～3級）所持者 愛の手帳1～2度所持者
対象拡大	精神障害者保健福祉手帳1級所持者

(2) 対象除外

所得制限基準額を超える者や生活保護受給者

65歳になってはじめて手帳を取得した者

65歳に達する日までにマル障の申請を行なわなかった者 等

経過措置

平成31年（2019年）6月30日までは、マル障申請時の年齢が65歳を超えていても申請を受け付ける。

ただし、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている者に限る。

(3) 対象拡大開始時期

平成31年1月1日 申請受付は平成30年11月1日から開始

2 申請窓口

各総合支所保健福祉センター保健福祉課、障害福祉担当部障害施策推進課

ただし、平成30年10月下旬に個別案内通知する一斉勧奨の申請受付は障害施策推進課

3 精神障害者への周知

(1) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

対象要件に該当すると思われる者へ平成30年10月下旬に個別案内通知（別紙）を送付

(2) 区のお知らせ 平成30年11月1日号に掲載

